白井第二小学校区まちづくり協議会設立準備会第9回会議事録(概要)

日 時 : 令和3年11月13日(土)午後6時30分から

場 所 : 公民センターレクホール

出席者: 小林正継会長、染谷敏夫副会長、小松正信副会長、渡辺康夫広報、永井英明書記、川上利一書記、山崎正司(中)、酒井正男(中峠団地)川鍋敏夫(折立)森山光男(富塚)山本忠昭(白井工業団地)岡田純一(今井)山崎嘉秋(名内)山崎一之(平塚東)大井信幸(平塚西)福田孝一(民生員)小林清隆(高齢者クラブつくし会)伊藤忠昭(第二小)赤瀬幸子(おはなしの玉手箱)富澤好由・山崎洋子(まちづくりプロジェクト)海老原進(体験農園)

中:山﨑忠、名内:石井明、山本悠一

岡田部長、市民活動支援課松岡課長、高橋、公民センター折山副センター長、中島、金井

欠席:山本敏伸事務局長、川上達也(青少年相談員)滝田潔(まちづくりプロジェクト)

· 傍聴:

資料 : ①会議次第 ②資料1会則(案)③資料1の訂正 ④資料2白井第二小学校区みどり

の里づくり協議会の組織イメージ⑤資料3具体的な取り組み⑥希望部会意向調査

書⑦環境塾船上観察会チラシ

小林会長挨拶

・区長の他代理にも出席いただいている。本日は設立に向けての事務的な話になる。本日は山本 事務局長が欠席のため折山副センター長に説明をしていただく。

議題1会則について

- ・山本事務局長から昨日説明内容を伺ったものを代わりに説明させていただく。
- ・会則について折山副センター長から資料1により1条づつ説明があり、質疑を行い内容について 決定した。
- ・第1条は協議会の名称について規定したもので名称を「白井第二小学校区みどりの里づくり協議会」とするもの。

質疑:なし 内容について承認される。

・第2条は協議会の目的について規定したもので、以前決定した協議会の将来像「伝統と歴史が調和するみどりの里」の形成に寄与することを目的としている。

質疑:Q確認「伝統と歴史・・・」について「歴史は新しさではないか」

A記載ミス 「歴史」を「新しさ」に修正する。

内容について承認される。

- ・第3条は活動区域について規定したもので、活動区域を「第二小学校区内」とするもの。 質疑:なし 内容について承認される。
- ・第4条は協議会の構成員について規定したもので、第二小学校区に①「居住する住民」②「活動する自治会、各種団体、個人」③「所在する事業所、勤務する者」④「第二小関係者」⑤「そのほか役員会が必要と認めるもの」を構成員とするもの。

(5) のうち「第13条」は記載ミスで「第14条に修正」

質疑:なし 内容について承認される。

・第5条は代議員について規定したもので第1項は代議員を置くこと、代議員は第4条に規定した 自治会、各種団体、事業省、第二小関係者の代表者及び運営に参画を希望する者、そのほか団体 が推薦するものを充てることを定めている。

第2項は、代議員の数について規定したもので、別表で「関係団体の代表者」から各団体2名以上5名以内「参画を希望する者」15名以内「関係団体が推薦する者」各団体2名以内とするもの。

団体が20くらいあるため2名選出されると40人、参画を希望する者15名以内としているが約10名程度と考えると50人くらいになることを想定している。

代議員は総会の規定でも出てくるが、構成員全員だと 2000 数百名になり全員がでることが難しいため、代議員に総会に出席してもらい意思決定をする形にするもの。

質疑:なし 内容について承認される。

・第6条は事務所について規定したもので、公民センター内に置くもの。地区社協「おおぞら」の 事務所を間借りすることについて、地区社協、社協に了解を得ている。 質疑:なし 内容について承認される。 ・第7条第1項は事業について規定したもので、協議会の目的を達成するため、(1)安全安心に 関することから(8)情報の収集・発信に関することまで8つの事業を、第15条に規定した専 門部会で実施する。(9)はこのほか、協議会の目的達成のために必要なことを実施することを 規定している。1から8以外に必要なことについては、特に決定しているわけではなく、必要が 生じた場合に実施する。

第2項はまちづくり計画を策定しこの計画に基づいて事業を実施することを規定している。 修正:(1)「安全・安心・・・」 → 部会の名称に合わせて「安心・安全・・・」に修正

質疑:なし 内容について承認される。

・第8条第1項は、協議会に置く役員について規定したもので、役員は会長1名、副会長3名、部 会長4名、理事12名以内、会計2名、監査2名としている。理事については、自治会長が10 人いるので今後増えることも想定し12名以内とした。各区長には就任をお願いしたい。 2項は役員の選出方法についての規定で、役員会で選出し、総会で承認を得て選出することを定 めている。

質疑:なし 内容について承認される。

・ 第9条は役員の職務について規定したもので、会長から監査までそれぞれの職務を定めている。 副会長は会長の補佐、会長に事故あるときのその職務を代行することとしているが、3名いるた めあらかじめ順位を定めて代理を務めていただくこととしている。

質疑:なし 内容について承認される。

- ・第10条は役員の任期について規定したもので、第1項は任期を3年とし、再任できることを規 定している。
 - 第2項は、補欠により選出された役員の任期を前任者の残任期間とすることを規定している。 第3項は、任期満了、辞任により退任した役員について、後任者が就任するまでの間、職務を継 続して行うことを規定している。

質疑:なし 内容について承認される

- ・第 11 条は顧問について規定したもので、第1項は顧問を若干名置くことができることを規定し ている。
 - 第2項は、顧問の条件を規定したもので、協議会の目的を達成するために必要な学識経験者の中 から、役員会で任期を定めて選任したものを会長が委嘱することを規定している。
 - 第3項は、顧問の職務内容を定めたもので、会長の求めで役員会に出席して意見を述べることが できることを規定している。

- 質疑:なし 内容について承認される。
 ・第12条は会議について規定したもので、第1項は会議の種類を(1)総会(役員会)(3)専門部会としている。会議の開催回数について、専門部会は事業を執行するための会議であることか ら、総会屋や役員会よりも開催回数は多くなる。
 - 第2項は会議の公開について規定したもので、原則として公開するが、個人情報の保持、運営上 必要があるときその他公益上必要がある場合は公開しないことができることとしている。
 - 第3項は、会議の招集方法について規定したもので、1週間前までに会議の日時、目的、審議事 項を記載した書面で行うことを定めている。

質疑:なし 内容について承認される。

- ・第13条は総会について規定したもので、第1項は、総会の構成は代議員とすること、協議会の 最高議決機関であること、開催周期を毎年1回とすることを定めている。
 - 第2項は、臨時総会に関する規定で、会長が必要と認めた場合、代議員の過半数の請求があった 場合に速やかに開催することを定めている。
 - 第3項は、総会の成立要件、議決方法について規定したもので、代議員の過半数の出席で成立す ること、議決は出席者の過半数(書面議決、委任状を含む)で決し、可否同数の場合議長の決す るところにより決定することを定めている。
 - 第4項は委任状に関する規定で出席できない場合書面評決や評決を委任することができること を定めている。
- 第5条は議決について代議員が全員書面や電磁記録で同意の意思表示をした場合は総会の議決 があったものとみなすことを定めている。
- 第6条は議長の選出方法について規定したもので、出席代議員の中から会長が指名すること、議 事録署名人は出席代議員の中から議長が選出することを定めている。
- 第7項は総会で審議、承認議決する事項について規定したもので、(1)事業報告、収支決算(2) 事業計画、収支予算(3)会則の制定改廃(4)役員選任(5)まちづくり計画の制定改廃を定 めている。(6)は、これ以外に協議会の運営に必要と認められることが発生した場合総会で審 議決定することを定めている。
- 第8項は議事録に関する規定で、書面で作成すること、議長の他議事録署名人が署名することを

定めている。

質疑Q8項で総会の議事録について規定されているが、作成はだれが行うのか?

- A資料②の図で総務広報部会に事務局がある。書記を置いていないため事務局が作成するこ とになる。
- ・必要ならば書記を指名すればはっきりするのではないか。
- →6項で議事録を作成する者の選任があったほうが良いということか?
- そういう方法もあるということ。
- ・議事録を作成する者については3つの考え方がある。①書記は役員の中に設ける場合は常 に総務役員会で務める
 - ②は先程で提案のあった書記を指名するやり方。
 - ③は総務広報部会でやること。必要なら役員の中にしっかり書記を作ることと事務局でや る2つがあるが、今回は事務局で努めるということでご理解をいただきたい。
 - ・内容について承認される。

全体を通じての質疑・意見

・15条7項 「召集」は招くの「招集」ではないか。・・・・招集に修正 会則案とすることに決定することが了承された。

推進体制について・・・資料2

・資料2は、協議会の会則案に基づいて、組織、構成等を図示したものである。まず、20日に考 え方をもちより、12月4日備えていきたい。

まちづくり計画について・・・資料3

- ・取組み事業名は以前協議した内容を記載している。安心安全なまちづくり、防災マニュアルの作 成は3年度でできるのか?なため検討とした。そのほか、災害時の援護、空家マップの作成、防 犯カメラの設置も検討とした。検討についても事業ということで位置付けている。予算について は、12月発足を想定し入れている。
- ・美しい景観と伝統文化をたいせつにするまちづくり について、実施主体に高齢者クラブ中つく し会が景観もやっているということから加えた。 ・みんなが交流し助け合うまちづくりについて、第二小の世代間交流について、二小の世代間交流
- があるためここだけ3年度の実施が○になっている。 このテーマの取り組みは夏祭りのみ3年4年30万円づつつけている。
- ・地域を元気にするまちづくりについて、実施主体に手が挙がったのがまちづくりプロジェクトの みとなっている。

予算について、運営経費は市補助金のため月割のためR3年度は30万円となっている。

・質疑:なし・・・内容について承認され

全体を通じての意見等

- ・役員会だけにこだわらずもっと協議の場を設けないとメンバーの人選ができないのではないか心 配している。
- ・4 日まで全体会はないが、本日来たメンバーに集まってもらい協議が必要妥当ことであれば・・・
- ・具体的に部会長、副部会長を決めて協議していかないと難しいのではないか。
- ・書かれたメンバーに集まってもらって話し合う機会をどうか。
- ・事務局として出ないといけないがスタッフが3人いるので27日ぐらいに1回事務局の主要メン バーを含め、部会の希望者を集めるのは複数希望のあるところがあり、日時は難しいかもしれな い。少し検討させてほしい。
- ・もう1度集まっていくということでどうか。
- ・27日を目途に集まっていただく機会を設けることが了承される。
- ・時間を取らせることになるが、やっておかないとスムーズに進まない。
- ・渡辺さんと同じ意見。代議員が決まっていないので出してもらってまち協の内容を説明し、代議 員を各団体から2名だすと人数が倍になる。
- 代議員が決まったら説明し、それから部会を開いてやる必要がある。急がずに進めた方が良い。 Qどうしても3年度で決めることを決めているのか?もう少し時間をかけてやる必要があるので
- はないか?
- Aそういうことも検討してきたが、完ぺきにやることはできない。できるところからやっていく方 が良いのではないかということで若干急ぎすぎているかもしれないが、動き出すことで進むので はということで進めてきた。
- ・部会の希望は書いたが、また協議しますでは意味がないと思う。
- ・どの部会にという今回の会議で開催通知にいれたどのくらいの割合で動けるのか。今ここにいる 方だけでもどこに入るか意思表示した中で代議員の依頼、メンバーを募っていきたい。

- ・傍聴に来ている職員もいるので在住職員にも声をかけてこのメンバー以外にも声をかけてこのメンバー以外にも人を集めたい。
- ・ 富塚は役員が 4 人いるので、来年変わる人も含め入ってもらうことを考えている。
- ・役員変わってもやりたい人が入ってくれるそういう雰囲気なればよいと思う。
- ・27日という提案があったので役員会で十分話合う。27日に準備会を開催することが了承される

その他

- ・環境塾より 11月27日に下手賀沼船上観察会を開催する。チラシ裏面に地元の皆様に参加いただきたいため地元の皆様対象の観察会を時間をずらして開催するので是非参加をしていただきたい。
- ・第10回準備会 11月27日(土)午後6時30分から